

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加須市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

加須市長

公表日

令和7年1月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報管理を行う。 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務 (2) 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務 番号利用法別表に基づき、本市は、特定公的給付の支給に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。
③システムの名称	1. 臨時特別給付金システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

市民税情報ファイル、宛名情報ファイル、口座情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(160の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(160の項))

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:福祉部生活福祉課 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:総務部税務課
②所属長の役職名	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:生活福祉課長 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 Tel.0480-62-1111(代表) (1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:福祉部生活福祉課 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:総務部税務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(加須市福祉部生活福祉課/総務部税務課) 〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 Tel.0480-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	ダブルチェック等、複数人による確認作業を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考える。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等・部屋にて保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月13日	表紙 評価書番号	19	23	事後	評価書番号の誤り
令和6年5月13日	1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 (列記事務名称)	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務	事前	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務の追加に伴う修正
令和6年5月13日	5.評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部生活福祉課	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:福祉部生活福祉課 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:総務部税務課	事前	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務の追加に伴う修正
令和6年5月13日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	生活福祉課長	(1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:生活福祉課長 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:税務課長	事前	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務の追加に伴う修正
令和6年5月13日	7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	加須市福祉部生活福祉課 〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 ℒ0480-62-1111(代表)	〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 ℒ0480-62-1111(代表) (1)低所得世帯に対する物価高騰対応支援給付金の支給に関する事務:福祉部生活福祉課 (2)定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務:総務部税務課	事前	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務の追加に伴う修正
令和6年5月13日	8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	(加須市福祉部生活福祉課) 〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 ℒ0480-62-1111(代表)	(加須市福祉部生活福祉課/総務部税務課) 〒347-8501 埼玉県加須市三俣二丁目1番地1 ℒ0480-62-1111(代表)	事前	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付(調整給付)に関する事務の追加に伴う修正
令和7年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という)第9条第1項、別表第一第101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第9条第1項 別表の135の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二第121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	【情報提供の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(160の項)) 【情報照会の根拠】 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号利用法)第19条第8号 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(新情報連携主務省令)(第2条の表(160の項))	事後	根拠法令の変更
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和6年1月1日時点	令和6年12月1日時点	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業	—	【評価】 十分である 【判断の根拠】 ダブルチェック等、複数人による確認作業を行っている。	事前	一年ごとの見直し
令和7年1月31日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	【最も優先度が高いと考えられる対策】 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 【評価】 十分である 【判断の根拠】 次のような対策を講じていることから、対策は「十分である」と考える。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる書棚等・部屋にて保管する。 ・USB メモリは、事前に許可を得た媒体に限定するとともに、パスワードによる保護等を行う。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万一発生した場合に備え、バックアップを保管する。	事前	一年ごとの見直し